

◆介護等体験に関するQ & A

【施設担当者向け】

Q 1. 受け入れた学生の体験が終了しましたが、体験日が5月31日から6月4日まででした。このような場合、体験費用はどのように請求すればよいですか？

A. この場合、5月31日から6月4日までの体験が終了した後に、5日分をまとめてご請求ください。

なお、「介護等体験終了報告書」(様式7)については、毎月10日を締め日としております。10日(10日が土日祝の場合は直前の平日)までに到着すれば、その月の末日までにお振込させていただきます。お早めのご提出をお願いいたします。

Q 2. 当施設は、デイサービスセンターを運営していますが、施設長がいません。管理者はいますが、施設長印、管理者印を作っていません。「介護等体験終了証明書」(様式6)には公印を押印するのとありますが、どうすればよいですか？

A. 兵庫県教育委員会の取扱いにより、その施設における体験を、直接統括し管理している責任者の公印によって証明していただく必要がありますので、施設長の公印をお願いします。もし、その施設の管理者の公印を作られていない場合は、理事長印(もしくは法人印、施設印)を押印の上、施設管理者の個人印をあわせて押印していただくようお願いいたします。

Q 3. 法人内の異動で、施設長ならびに実習受入担当者が変わりました。何か手続きが必要でしょうか？

A. 施設名、施設長名や実習担当者名を含めて、兵庫県社協へ届け出ている事項に変更があった場合は、「介護等体験届出事項変更届」(様式4)にて、速やかにお知らせください。(FAXまたはE-mail可)

Q 4. 台風等の自然災害が発生し、今日(もしくは明日以降)施設が休みになるかもしれません。その場合、体験はどうすればよいですか？また、そのような場合も必ず5日間の体験になるようにする必要がありますか？

A. 警報が発令された場合や、その恐れがある場合についての体験の取扱いは、その施設で決められている対応方法をふまえて学生と話し合いの上決定してください。また、体験が中止になった場合は、恐れ入りますが、別途振替日を設定していただき、必ず5日間の体験となるように再調整をお願いいたします。その他詳細については、兵庫県社協までお問い合わせください。

Q 5. 体験初日に体験予定の学生が何の連絡もなく来ない、必要書類や持ち物を持ってこない、必要な検査を済ませていないといったことがあります。そのような場合どうすればよいですか？

A. 受入承諾時に「**介護等体験事前連絡事項**」(様式2-③)において、事前の連絡、準備物等についてご記入いただいております。学生は事前に確認して準備を行いますので、必要な事項については、必ず記入するようにお願いいたします。記入欄に収まらない場合は、別紙を添付していただいても構いません。なお、体験中は、受入施設でのルールに従って行動してもらうようお願いしています。提出書類を忘れていたり、体験中の態度が悪かったりするなどの場合があれば、学生に対して直接指導していただくと共に大学等担当者へご連絡ください。
なお、今後の体験に支障をきたすと判断されるような場合は、体験を中止することができます。その際は、兵庫県社協までご連絡ください。

Q 6. 体験期間の途中に、学生が体調不良や忌引き等の急用で早退されるということがあります。そのような場合、体験はどうすればよいですか？

A. 学生が体験を途中で早退した場合の対応方法については、各受入施設でのご判断をお願いいたします。詳細が決まりましたら、その旨大学担当者へ連絡してください。また、別途代替日を設定する場合には、代替日が決まりましたら、「**介護等体験日程変更連絡票**」(様式10)にて兵庫県社協までご連絡ください。(FAXまたはE-mail可)

Q 7. 新型コロナウイルス感染症の対応について、学生に求める基準はありますか？事前の準備などをどのように伝えたらよいですか。

A. 介護等体験の実施にあたって県内統一のルール・基準を設けてはいません。それぞれの受入施設が定める感染防止対策に則って準備・対応をするよう学生にお伝えいただく必要があります。
学生へ求める準備事項については、「**介護等体験事前連絡事項**」(様式2-③)にご記入をお願い致します。
記入例としては、実施2週間程度前からの検温及び風邪症状の確認、検査による陰性確認などが考えられますが、できるだけ学生への負担が大きくなるようご配慮をお願いします。
なお、ワクチン接種の有無や接種回数を確認し、それを理由として体験実施の可否を判断することは差別的取り扱いとなりますので、絶対に記載しないようにしてください。

※学生への事前指導については、文部科学省通知に基づき、それぞれの大学等で実施されますので、ご承知おきください。

[参考] 大学等における学生への事前指導

◆文部科学省通知（令和4年3月25日付け3文科教第1398号）抜粋

- ア 大学等は、実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。体験中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。
- イ 大学等は、参加予定の学生の家族等に感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、その時点における濃厚接触者の行動制限等に基づいて、教育実習及び介護等体験への参加を見送るなど適切に指導していただくこと。
- ウ 大学等は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について」（令和2年3月19日事務連絡）などの受入施設等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で教育実習及び介護等体験に参加させていただくこと。
- エ 大学等は、受入施設等における感染症対策に関する指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、受入施設等と相談の上、児童生徒、障害者、高齢者等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただくこと。